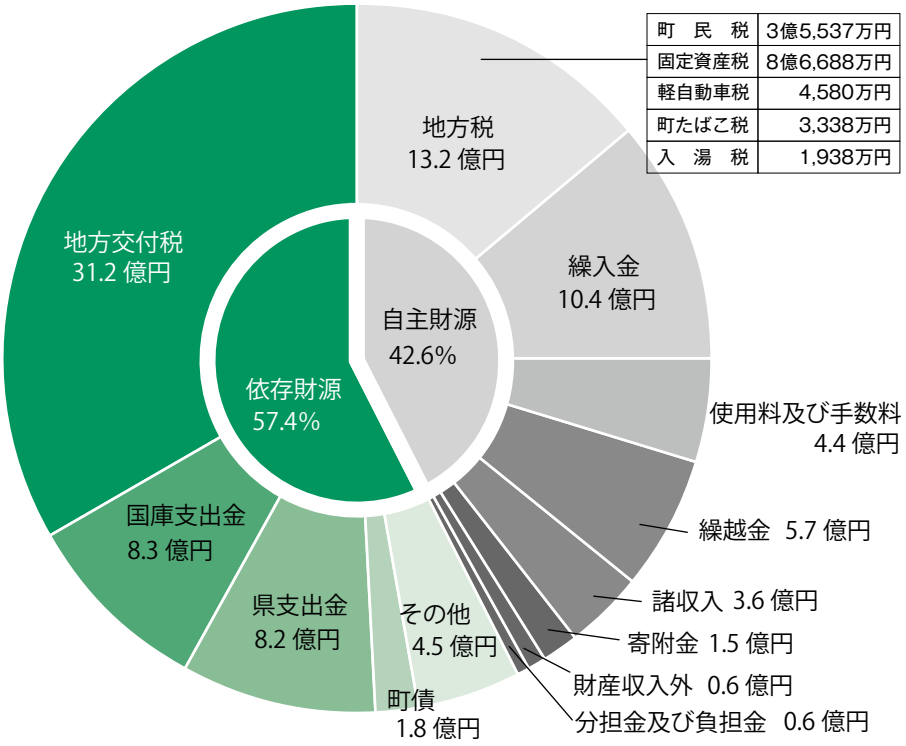
令和７年度　九重町決算報告

一般会計　一般会計の歳入は９３億９，５８０万円、歳出は８５億３，７１５万円。歳入歳出差引額は８億５，８６５万円となり、翌年度に繰り越す財源を控除した実質収支額は５億６，６６６万円の黒字となりました。

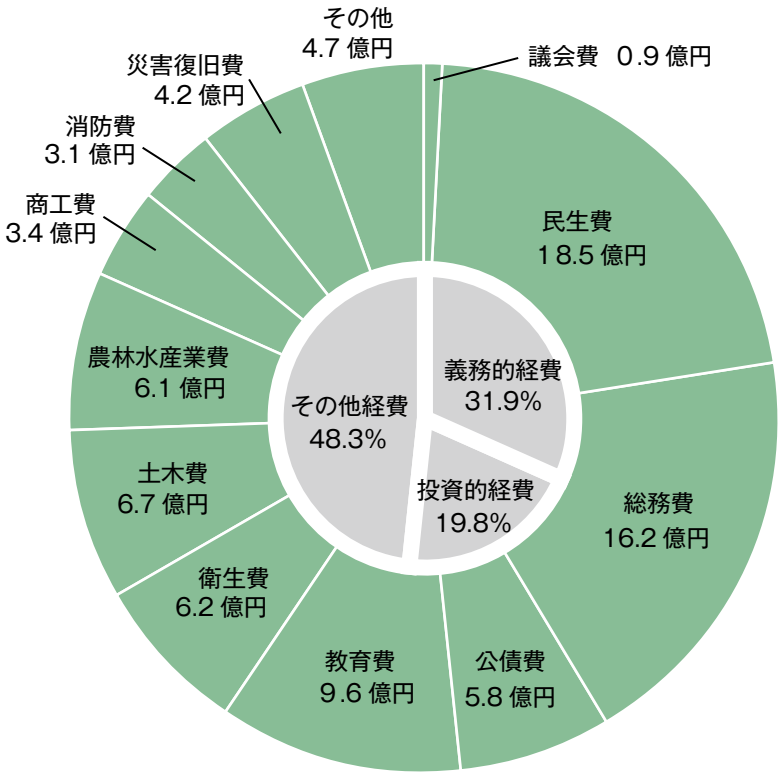
歳入総額

93億9,580万円

歳入は前年度より２億９千万円程度減少した決算額となりました。耕地災害復旧に係る県支出金の減少などが主な要因です。



町　民　税	3億5,537万円
固定資産税	8億6,688万円
軽自動車税	4,580万円
町たばこ税	3,338万円
入　湯　税	1,938万円



歳出総額

85億3,715万円

歳出は前年度より３億２千万円程度減少した決算となりました。災害復旧事業の減少や小松地獄園路整備事業の終了等が主な要因です。

令和７年度の一般会計、特別会計の決算がまとまり、令和８年第３回九重町議会で認定されました。皆さんに納めていただいた税金や、国・県から町に入ったお金がいくらで、どのように使われたか、町の財政状況はどうなっているのか、詳しくお伝えします。

町民１人当たりの歳出（一般会計） 合計 1,071,027円（↓）

議会費 （↑）
1万1,394円
町議会の運営のための経費

総務費 （↑）
20万2,820円
役場の全般的な事務の経費、ケーブルテレビの経費

民生費 （↑）
23万1,756円
高齢者や障がい福祉、子育て支援等のための経費

衛生費 （↓）
７万7,319円
保健衛生や疾病予防、ゴミ・し尿処理のための経費

農林水産業費（↓）
７万6,825円
農業、林業、畜産業の振興のための経費

商工費 （↓）
４万2,818円
商工や観光の振興、大吊橋運営のための経費

土木費 （↓）
８万3,707円
道路の改良・維持管理や町営住宅改修のための経費

消防費 （↑）
3万9,450円
消防団活動や広域消防の負担金等の経費

教育費 （↑）
12万144円
学校教育や社会教育、スポーツや文化活動のための経費

災害復旧費（↓）
５万2,601円
災害復旧のための経費

公債費 （↓）
７万2,673円
町の借金を返済するための経費

その他 （↑）
5万9,520円
預金への積立や予備費等

（ ）内の矢印は令和6年度決算と比較した増減

特別会計

区　分	国民健康保険	飯田高原診療所	介　護	後期高齢者医療
歳入決算額	12億6,802万円	6,175万円	15億7,802万円	2億1,249万円
歳出決算額	11億8,891万円	6,018万円	15億1,674万円	2億1,203万円
収支差額	7,911万円	157万円	6,128万円	46万円

企業会計

簡易水道事業会計

区分	収益的収支	資本的収支
歳入決算額	2億1,485万円	4,566万円
歳出決算額	1億7,867万円	8,239万円
収支差額	3,618万円	△3,673万円

用語説明

一般会計	地方公共団体の会計のうち基本的・全般的な経費を計上する会計
特別会計	特定の目的のために限定した収支を経理する会計
普通会計	市町村同士の財政比較を行うために一般会計と特別会計のうち公営事業会計（法律で規定されているもの）を除いた特別会計を合算したもの 九重町では、一般会計と飯田高原診療所特別会計を合算したもの
企業会計	独立採算による特定の事業を経理する会計
収益的収支	水道事業の経営活動に伴う収支
資本的収支	施設の整備や拡充に係る収支

■歳入

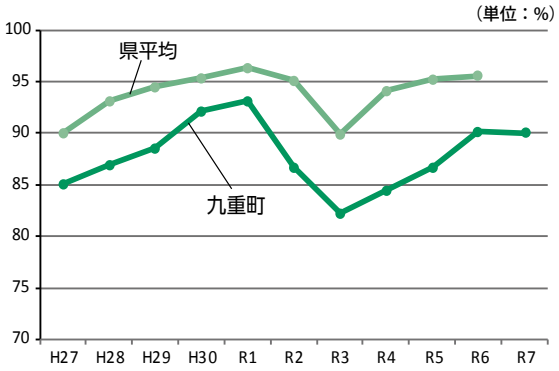
地方税	町民の皆さんからの税金
繰入金	特定の目的のために積み立てられた基金（貯金）を取り崩して収入としたお金
繰越金	前年度から繰り越した事業に充てるため繰り越されたお金
町　債	町の借入金
国庫支出金、県支出金	特定の目的のために国、県から交付されるお金
地方交付税	国が国税として徴収した税金を地方に分配されるお金で、市町村間の不均衡を是正するために交付されるお金
自主財源	九重町が自主的に収入できる財源で、この割合が高いほど情勢に影響されないためなるべく確保することが望ましい財源
依存財源	国や県の基準に基づき交付されたり割り当てられる収入で、町が独自に収入額を決められない財源

■歳出

義務的経費	歳出のうち法令等で義務付けられる経費で、人件費（職員給与、議員報酬等）、扶助費（生活保護費や児童手当等福祉に係る費用）、公債費（町の借入金の元利償還金）をいう
投資的経費	道路や施設の建設、災害復旧に係るものなど将来に残るものに支出される経費

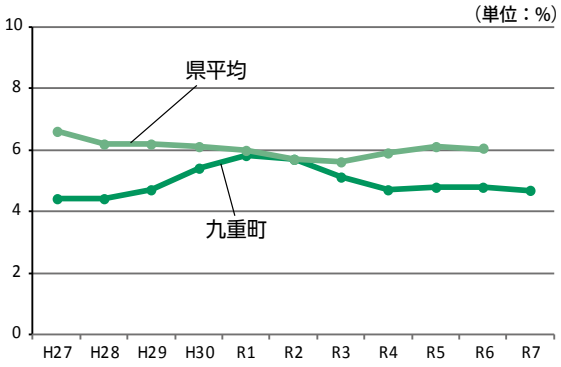
経常収支比率（９０.０％）

経常的に見込める収入と、公債費など経常的に支払う必要がある支出を比べたものです。数値が小さいほうが弾力的な財政運営が可能となります。



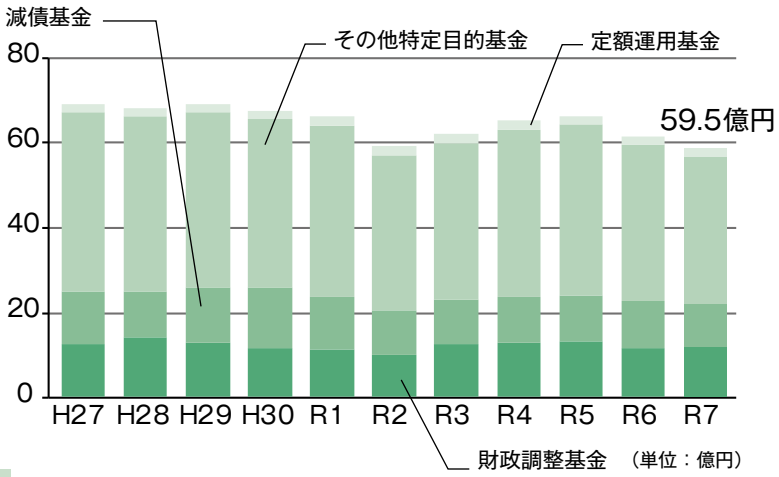
実質公債費比率（４.７％）

標準的な収入に対する公債費の割合で、数値が小さいほど公債費の負担度合いが少ないことを示します。財政負担の健全度を判断するものです。



基金残高推移

基金（町の貯金）は法律や条例に基づいて設置されるもので、特定の目的のために活用することができます。九重町には普通会計に２４の基金があります。令和７年度末で約５９.５億円となっています。



積立基金残高（年度末現在高）

※万円未満四捨五入のため、合計が一致しない場合があります

区分		令和6年度	令和7年度	基金の目的
財政調整基金		12億1,181万円	13億2,640万円	年度間の財源の変動に備えて積み立てる基金
減債基金		11億3,427万円	9億4,674万円	地方債の返済を計画的に行うための基金
その他特定目的基金	取崩し型（積立型）	36億2,366万円	34億6,890万円	特定の目的のために資金を積み立てておき、必要な時に取崩して財源等に充てるために設置される基金。九重町では、14の取崩し基金があり、町有施設の整備などの、各種事業に用いられます。
	果実運用型	2億746万円	2億746万円	積み立てた資金を取り崩さず、そこから生じる利息のみを利用し、財源等に充てる基金。九重町では、九重町福祉基金、足立老齢年金基金の二つがあり、敬老の日祝い品、ふれあい郵便事業、配食サービス事業に用いられます。
その他の特定目的基金合計		38億3,112万円	36億7,635万円	
基金合計		61億7,719万円	59億4,949万円	

財政調整基金については、突発的な災害等への対応も考慮して、標準財政規模の30%程度（約12～3億円）を目途に積立てを行ってきました。令和７年度は災害復旧事業の進捗が図られたことに伴い取り崩しが減少し、基金は増加しています。

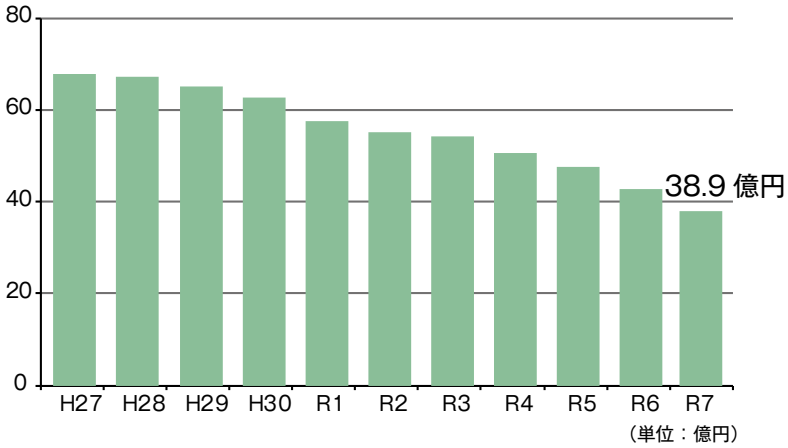
減債基金については、今後地方債の借入に伴う利率が上昇していくことが予想される中、一般財源が圧迫しないよう余剰財源を活用した積立てを行いながら、適切に運用していきます。

決算に基づく財政状況の指標

	説　明	九重町の比率	早期健全化基準
実質赤字比率	一般会計などを対象にした実質赤字の標準財政規模に対する比率	該当なし	１５％
連結実質赤字比率	すべての会計を対象にした実質赤字（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率	該当なし	２０％
実質公債費比率	一般会計などが負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模を基本にした額に対する比率	4.7%	２５％
将来負担比率	一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本にした額に対する比率	該当なし	３５０％
資金不足比率	公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率	該当なし	経営健全化基準 ２０％

地方債残高推移

地方債（借入金）は後年での負担する公債費（借金返済）の増加を抑制するため、国の財政措置のある有利なものに限り発行し、残高の抑制に努めています。残高は令和７年度末で約３８．９億円です。



事業別地方債残高

区　　分	令和6年度	償還額	発行額	令和7年度
公営住宅事業債	1億4,449万円	2,172万円	0	1億2,277万円
災害復旧事業債	7億809万円	4,568万円	3,500万円	6億9,741万円
全国防災事業債	6,870万円	427万円	0	6,443万円
教育・福祉施設整備債	1億6,890万円	2,358万円	0	1億4,532万円
一般単独事業債	3億337万円	3,370万円	6,100万円	3億3,067万円
過疎対策事業債	12億6,186万円	2億2,137万円	8,860万円	11億2,909万円
減税補てん債等	1,372万円	187万円	0	1,185万円
臨時財政対策債	16億453万円	2億1,178万円	0	13億9,276万円
合　　計	42億7,365万円	5億6,396万円	1億8,460万円	38億9,429万円

※万円未満四捨五入のため、合計が一致しない場合があります

起債の内容

災害復旧事業債　3,500万円

・災害復旧に要する費用として

一般単独事業　6,100万円

・急傾斜地崩落対策、Ｊアラート更新事業、河川浚渫（しゅんせつ）事業に要する費用として

過疎対策費事業　8,860万円

・ソフト事業分は地方路線バス運行費補助、コミュニティバス運行費補助に要する費用として
・ハード事業分は橋梁修繕事業等に要する費用として